政令第二百一号

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）の施行に伴い、並びに沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第百五十六条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第七十四条の二第三十八項を同条第四十項とし、同条第三十七項中「第三十三項」の下に「又は第三十五項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十六項中「第三十三項」の下に「、第三十五項」を加え、「前三項」を「第三十三項から前項まで」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十五項第二号中「の提出を怠つた者」を「をその提出期限までに提出しなかつた者」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十四項の次に次の二項を加える。

35　第二十二項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより揮発油税及び地方揮発油税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

36　前項の犯罪に係る揮発油に対する揮発油税及び地方揮発油税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該揮発油税及び地方揮発油税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

附　則

1　この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

財務大臣　野田　佳彦
内閣総理大臣　菅　**直**人

地方税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月三十日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第二百二号

地方税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号）の施行に伴い、並びに同法附則、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）及び国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方税法施行令の一部改正）

第一条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第七号中「第七条の十五の十第六号」を「第七条の十五の八第六号」に改める。

第七条の十五の六第一項第三号中「前条第一号」を「第七条の十五の三第一号」に改め、同項第四号中「前条第三号」を「第七条の十五の三第三号」に改める。

第八条の六第一項、第二項第一号及び第六項中「第四十二条の五第五項」の下に「、第四十二条の九第一項中「、第六十八条の十第五項」の下に「、第六十八条の十の二第五項」を、「第六十八条の十八第五項」の下に「、第六十八条の十の二第五項」を、「第四十二条の五第五項」の下に「、第四十二条の十一第五項」を、「第四十二条の十一第五項」の下に「、第四十二条の十二第五項」を加える。

第八条の十第一項中「第四十二条の五第五項」の下に「、第四十二条の五の二第五項」を、「第四十二条の十第五項」の下に「、第四十二条の十一第五項」を加える。

第八条の十二第二項中「第九条の七第二十項」を「第九条の七第十七項」に改める。

第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項及び第八条の二十三第一項中「第四十二条の五第五項」の下に「、第四十二条の五の二第五項」を加える。

第九条の二第一項ただし書中「法第五十五条の規定による更正又は決定」を「法第五十五条第一項又は第三項の規定による更正（当該道府県民税についての処分等（更正の請求（法第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求をいう。第九条の五第一項第二号イにおいて同じ。）に対する処分又は法第五十五条第二項の規定による決定をいう。）に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。第九条の五第一項第二号において「更正等」という。）又は法第五十五条第二項の規定による決定」に改め、同条第三項中「当該」の下に「道府県民税の」を加える。

第九条の五第一項中「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、「充当をする日」の下に「（同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その日。第二号ロにおいて「充当日」という。）」を、「提出が当該」の下に「道府県民税の」を加え、「とし、法第五十五条第二項の規定による決定又は当該決定に係る同条第三項の規定による更正により還付する場合においては、当該期限の翌日から当該決定があつた日までの期間を除くもの」を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日数は、当該期間に算入しない。

一　法第五十五条第二項の規定による決定によつて道府県民税の中間納付額が還付されることとなつた場合における還付金　道府県民税の中間納付額に係る事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税の法第五十三条第一項又は第四項の規定による申告書の提出期限（その提出期限後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日）の翌日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までの日数

イ　当該更正等の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日）

(1)　更正の請求に基づく更正（当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。(1)において同じ。）　当該請求の日の翌日以後三月を経過する日と当該請求に基づく更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日

(2)　法第五十五条第二項の規定による決定に係る同条第三項の規定による更正（当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及び中間納付額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに起因して失われたこと若しくは当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたこと又は第六条の十五第二項各号に掲げる理由に基づき行われた更正を除く。）　当該決定の日

ロ　その還付のための支払決定をする日又はその還付金に係る充当日